

受験の流れ

令和9年度 (令和8年度実施) 島根県公立学校 教員採用候補者

「一般選考試験」 実施要項



島根県教育委員会

言葉もか、言葉かの、
そこからもの。

出願（申込）

※専用システムから 詳しくは13、20、21ページ

令和8年2月14日(土) 9時00分～
令和8年3月23日(月) 17時00分

受験票交付

令和8年4月下旬
システムからダウンロード

第1次試験

令和8年5月9日(土)
※第1次試験全免除者を除く

第1次試験 合格発表

令和8年5月27日(水) 9時

受験者調査票の提出

第2次試験

【面接】 【実技】※実技は対象者のみ

令和8年6月21日(日)～7月7日(火)

※上記日程のうち指定する日

最終合格発表

令和8年8月5日(水) 9時



○試験の目的

この試験は、令和9年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

1 出願資格

次の(1)～(4)の全てに該当する者が出願できます。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 特定性犯罪前科のない者
- (3) 昭和42年4月2日以降に生まれた者
- (4) 「**3 要件**」に定める教員免許状等の資格を有する者

2 募集区分等

【一般枠】

校種 ・職種	募集区分		教科（科目等）	募集人数
小学校 教諭	小1	全県		135名程度
	小2	勤務地域限定 石見地域		15名程度
	小4	数理 全県		(10名程度) ※全県及び勤務地域限定の募集人数に含む
	小5	数理 勤務地域限定 石見地域		
	小7	英語 全県		(10名程度) ※全県及び勤務地域限定の募集人数に含む
	小8	英語 勤務地域限定 石見地域		
	小10	特別支援 教育担当 全県		(若干名) ※全県及び勤務地域限定の募集人数に含む
	小11	特別支援 教育担当 勤務地域限定 石見地域		
中学校 教諭	中1	全県	国語、英語	各18～22名程度
			社会	12～16名程度
			数学、理科	各26～30名程度
			保健体育	10～12名程度
			音楽、美術、技術、家庭	各4～6名程度
	中2	勤務地域限定 石見地域	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	23名程度 ※各教科の募集人数は1～3名程度
	中3	隠岐地域	国語、社会、理科、英語、音楽	
	中4	特別支援 教育担当 全県	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	(若干名) ※全県及び勤務地域限定の各教科の募集人数に含む
	中5	特別支援 教育担当 勤務地域限定 石見地域		
	中6	勤務地域限定 隠岐地域	国語、社会、理科、英語、音楽	
	中7	社会人を対象とした選考	英語、美術、技術、家庭	(若干名) ※全県の各教科の募集人数に含む

校種 ・職種	募集区分		教科（科目等）	募集人数	
高等学校 教諭	高 1	全県	国語	2~5 名程度	
			地理歴史及び公民	3~6 名程度 ※うち、地理及び公民 1~2 名程度	
			数学	3~5 名程度	
			理科(物理・化学・生物)	3~6 名程度	
			英語	2~4 名程度	
			芸術(音楽・美術)	1~2 名程度	
			保健体育	1~3 名程度	
			家庭	1 名程度	
			情報	1 名程度	
			農業(園芸・土木・食品)	1~3 名程度	
			工業(電気・機械)	1~3 名程度	
			商業	1~2 名程度	
			水産(漁業・機関・栽培・製造)	2~4 名程度	
	高 3	勤務地域限定 (採用から離脱して 10年以上勤務)	隠岐地域	国語、地理歴史及び公民、数学、理科(物理・化学・生物)、英語 (若干名) ※全県の各教科の募集人数に含む	
	高 4	社会人を対象とした選考		情報、農業(園芸・土木・食品)、工業(電気・機械)、商業、水産(漁業・機関・栽培・製造) (若干名) ※全県の各教科の募集人数に含む	
	高 5	助教諭として採用する選考		工業(電気・機械) (若干名) ※全県の各教科の募集人数に含む	
特別支援 学校教諭	特 1	小学部		13 名程度	
	特 2	中学部		15 名程度	
	特 3	中学・高等部			
	特 4	高等部			
養護教諭	養 1	全県		10 名程度	
栄養教諭	栄 1	全県		1 名程度	
全校種・ 全職種	全 1	障がいのある方を対象とした 選考		3 名程度	

42
名程度28
名程度

【特別枠】

(1) 島根創生特別枠

校種 ・職種	募集区分			教科（科目等）	募集人数		
小学校 教諭	小1	全県					
	小4	数理	全県				
	小7	英語	全県				
	小10	特別支援 教育担当	全県				
中学校 教諭	中1	全県		国語、社会、数学、理科、英語、 音楽、美術、保健体育、技術、家庭			
	中4	特別支援教育担当					
特別支援 学校教諭	特1	小学部					
	特2	中学部					
	特3	中学・高等部					
	特4	高等部					

(2) 島根連携特別枠

校種 ・職種	募集区分			教科（科目等）	募集人数		
小学校 教諭	小1	全県					
	小4	数理	全県				
	小7	英語	全県				
	小10	特別支援 教育担当	全県				
中学校 教諭	中1	全県		国語、社会、数学、理科、英語、 音楽、美術、保健体育、技術、家庭			
	中4	特別支援教育担当					
特別支援 学校教諭	特1	小学部					
	特2	中学部					
	特3	中学・高等部					
	特4	高等部					

(3) 第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）競技力向上枠

校種 ・職種	募集区分		教科（科目等）	対象競技	募集人数
高等学校 教諭	高1	全県	保健体育	相撲	1名 ※一般枠の募集人数に含まない

(4) オリンピアン等対象のトップアスリート特別枠

校種 ・職種	募集区分		教科（科目等）	募集人数
小学校 教諭	小1	全県		
中学校 教諭	中1	全県		
高等学校 教諭	高1	全県	保健体育	若干名 ※一般枠の募集人数に含まない
特別支援 学校教諭	特1	小学部		
	特3	中学・高等部	保健体育	

※ 特別枠(1)～(4)の出願者は、一般枠への出願はできません。

**3 要件
【一般枠】**

校種 ・職種	募集 区分	要 件
小学校 教諭	小 1	小学校教諭普通免許状の所有者
	小 2	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状の所有者 イ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	小 4	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
	小 5	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者 イ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	小 7	小学校教諭普通免許状所有者で、次のア～オのいずれかの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状「英語」又は高等学校教諭普通免許状「英語」の所有者 イ 令和9年3月31日時点で2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者 ウ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、令和9年3月31日時点で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者 エ CEFR B2相当（英検準1級程度）以上の英語力を有する者 オ 上記の他、高い英語指導力があると認められる者（第1次試験前に口頭試験を実施し、要件の有無を判断）
	小 8	小学校教諭普通免許状所有者で、次のア～カのいずれかの要件を満たし、カに該当する者 ア 中学校教諭普通免許状「英語」又は高等学校教諭普通免許状「英語」の所有者 イ 令和9年3月31日時点で2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者 ウ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、令和9年3月31日時点で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者 エ CEFR B2相当（英検準1級程度）以上の英語力を有する者 オ 上記の他、高い英語指導力があると認められる者（第1次試験前に口頭試験を実施し、要件の有無を判断） カ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	小 10	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
	小 11	次のア～ウの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者 ウ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	中 1	中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者
	中 2	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者 イ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	中 3	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、理科、英語、音楽）の所有者 イ 隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
中学校 教諭	中 4	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
	中 5	次のア～ウの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者 ウ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	中 6	次のア～ウの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、理科、英語、音楽）及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者 ウ 隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者

校種 ・職種	募集 区分	要 件
中学校 教諭	中 7	次のア及びイの要件を満たす者 ア 学士若しくは短期大学士の学位を取得した者 イ 出願する教科の中学校教諭普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験を概ね3年以上有する者〔特別免許状による採用〕
高等学校 教諭	高 1	高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、農業、工業、商業、水産）の所有者 ・高等学校教諭「地理歴史及び公民」については、高等学校教諭普通免許状「地理歴史」と「公民」両方の所有者（高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可） ・高等学校教諭「水産（漁業・機関）」については、高等学校教諭普通免許状「商船」の所有者も出願可
	高 3	高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語）の所有者で、採用から継続して10年以上隠岐地域（隠岐郡）に勤務できる者 ・高等学校教諭「地理歴史及び公民」については、高等学校教諭普通免許状「地理歴史」と「公民」両方の所有者（高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可）
	高 4	出願する教科の高等学校教諭普通免許状を有しない者で、出願する教科に関する社会的実務経験（実習助手勤務経験を含む：高専・短大・大学卒、大学院修了の者は概ね3年以上、高校卒の者は概ね5年以上）を有する者〔特別免許状による採用〕 ・上記要件を満たす者のうち高等学校教諭普通免許状（情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習）の所有者も出願可
	高 5	高等学校教諭普通免許状を有しない者で、大学（電気・機械）の正規の課程（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る）を卒業又は令和9年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込の者〔臨時免許状による採用〕
特別支援 学校教諭	特 1	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者
	特 2	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ中学校教諭普通免許状「技術」の所有者
	特 3	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ出願する教科の中学校教諭普通免許状と高等学校教諭普通免許状両方の所有者
	特 4	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ高等学校教諭普通免許状「情報」の所有者
養護教諭	養 1	養護教諭普通免許状の所有者
栄養教諭	栄 1	栄養教諭普通免許状の所有者
全校種 ・ 全職種	全 1	(障がいのある方を対象とした選考) 募集区分全て（全1を除く）において、採用を希望する区分の定める要件を満たし、次のア～ウに掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳 イ 精神障害者保健福祉手帳 ウ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障がい者であることの判定書 ※ 上記の手帳等は出願時及び受験日当日において有効であることが必要

※ 「3 要件」内の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状（令和9年4月1日時点で有効な免許状）に限ります。

また、令和9年3月31日までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。

※ 募集区分小7、小8の「才」に該当する者への第1次試験前の口頭試験については、令和8年4月10日（金）までに日程等の詳細を連絡します。

【特別枠】

(1) 島根創生特別枠

(2) 島根連携特別枠

要件		
島根創生特別枠		次の①及び②の要件を満たす者 ① 令和8年度に島根大学教育学部（教職大学院を含む）又は島根県立大学人間文化学部に在籍する者で、当該大学の学長から推薦を受けた者 ② 島根県公立学校教員となることを第一志望とする者
島根連携特別枠		次の①～③の要件をすべて満たす者 ① 令和8年度にIPU・環太平洋大学次世代教育学部、又は広島文教大学教育学部に在籍する者で、当該大学の学長から推薦を受けた者 ② 島根県内で実施した連携活動（IPU・環太平洋大学はアウトリーチ実習、広島文教大学は観察実習）に参加した者 ③ 島根県公立学校教員となることを第一志望とする者
校種・職種	募集区分	共通要件
小学校 教諭	小1	小学校教諭普通免許状の所有者
	小4	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
	小7	小学校教諭普通免許状所有者で、次のア～オのいずれかの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状「英語」又は高等学校教諭普通免許状「英語」の所有者 イ 令和9年3月31日時点で2年以上の外国语指導助手(ALT)の経験者 ウ 海外大学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、令和9年3月31日時点で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者 エ CEFR B2相当（英検準1級程度）以上の英語力を有する者 オ 上記の他、高い英語指導力があると認められる者（第1次試験前に口頭試験を実施し、要件の有無を判断）
	小10	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
	中1	中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者
中学校 教諭	中4	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
	特1	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者
特別支援 学校教諭	特2	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ中学校教諭普通免許状「技術」の所有者
	特3	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ出願する教科の中学校教諭普通免許状と高等学校教諭普通免許状両方の所有者
	特4	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ高等学校教諭普通免許状「情報」の所有者

(3) 第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）競技力向上枠

校種・職種	募集区分	要件	対象競技 (再掲)
共通		次の①又は②のいずれかの要件を満たす者。ただし、競技者としての実績は、過去5年程度の期間で、かつ高等学校卒業後に正選手（当該大会に選手登録された者）として出場したものに限る。また、指導者としての実績は、過去5年程度の期間に当該競技指導における監督・コーチとして出場したものに限る。 ① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者又はその指導者（「国際規模の競技会」とは、オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会及び原則としてオリンピック実施競技を総括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等） ② 全国規模の競技会等において4位以上の成績を収めた競技者又はその指導者（「全国規模の競技会」とは、国民スポーツ大会および（公財）日本スポーツ協会又は（公財）日本オリンピック委員会の加盟団体が主催または後援する全日本選手権大会等。ただし、出場者の職種等を限定するもの（教職員大会等）や地方大会、親善大会等を除く）	相撲
高等学校 教諭	高1	高等学校教諭普通免許状（保健体育）の所有者	

(4) オリンピアン等対象のトップアスリート特別枠

校種・職種	募集区分	要件
共通		オリンピック、パラリンピック又はデフリンピック競技大会に日本代表選手として出場した競技者で、次の①又は②のいずれかの要件を満たす者。ただし、大会の開催年や競技種目は不問とする。 ① 出願する校種・教科の普通免許状を有する者 ② 出願する校種・教科の普通免許状を有しない者で、文部科学省「特別免許状取得者向けの入職前オブザーブ研修」の受講修了者（受講予定者を含む）。

※ 「3 要件」内の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状（令和9年4月1日時点での有効な免許状）に限ります。

また、令和9年3月31日までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。

※ 募集区分小7の「オ」に該当する者への第1次試験前の口頭試験については、令和8年4月10日（金）までに日程等の詳細を連絡します。

4 一般枠の併願制度【一般枠受験者に適用】

一般枠出願者のうち以下の校種・職種（教科）を第1志望とする者は、第2志望の校種・職種（教科）の教員免許状を有する場合、ア～クのいずれかの併願を可能とします。なお、併願志望者は第1志望の試験に加え、第2志望の試験（専門教養試験・個人面接）の受験が必要です。また、10ページ記載「5 特例及び選考にあたって考慮する事項（1）第1次試験の免除及び加点の特例」は、第1志望、第2志望のそれぞれについて該当する特例措置を適用します。

	第1志望	第2志望〔併願先〕
ア	中学校教諭（全募集区分・教科）	小学校教諭（全募集区分）
イ	中学校教諭（全募集区分・教科）	中学校教諭（美術、技術、家庭）
ウ	高等学校教諭（全募集区分・教科）	小学校教諭（全募集区分）
エ	高等学校教諭（情報以外）	高等学校教諭（情報）
オ	高等学校教諭（全募集区分・教科）	特別支援学校教諭（中学部、中学・高等部、高等部）
カ	特別支援学校教諭（中学部、中学・高等部、高等部）	特別支援学校教諭（小学部）
キ	養護教諭	小学校教諭（全募集区分）
ク	栄養教諭	中学校教諭（家庭）

5 特例及び選考にあたって考慮する事項【一般枠受験者に適用】

(1) 第1次試験の免除及び加点の特例

対象者 ※詳細は下部	対象校種等	特例内容	提出書類	特例区分
現職教員	県外一国公私立学校	小学校教諭 中学校教諭 特別支援学校教諭	全免除	1 在職申告書 (様式1)
		高等学校教諭 養護教諭 栄養教諭	加点 10 点	
正規教員経験者	県内外一国公私立学校	小学校教諭 中学校教諭 特別支援学校教諭	一部免除 (論述試験のみ実施) 加点 5 点	6 履歴証明書 (様式4)
		高等学校教諭 養護教諭 栄養教諭	加点 5 点	
前年度第2次試験A評価者等	全ての校種・職種	全免除	—	2
前年度第2次試験「繰り上げ登載候補者」のうち 名簿登載にならなかつた者	全ての校種・職種	全免除	—	3
常勤講師等経験者	前年度第2次試験受験対象者	全ての校種・職種	一部免除 (論述試験のみ実施) 加点 5 点	4 履歴証明書 (様式2)
	上記対象者以外		加点 10 点	
非常勤講師等経験者			加点 3 点	9 10
石見地域・隠岐地域の限定受験者のうち、 市町村教育委員会教育長から推薦された者	小学校教諭 (勤務地域限定) 中学校教諭 (勤務地域限定)	一部免除 (論述試験のみ実施) 加点 5 点	推薦書 (様式3)	5

要件の詳細

特例区分	要件
1 全免除 (県外一国公私立学校現職教員)	島根県外の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に正規採用（任期付採用を除く。以下同じ。）の教員として、令和9年3月31日時点で1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験があり、採用時から引き続き令和8年度も島根県外の国公私立学校で正規採用の教員として勤務する者
2 全免除 (前年度第2次試験A評価者等)	前年度試験と同一校種・職種（特別支援教育担当を含む）、教科（科目等）に出願する者のうち、次の①又は②の要件を満たす者 ① 前年度第2次試験選考結果のうち、「個人面接試験」の段階がAで、「令和9年度教員採用試験における第1次試験の特例について」という通知が島根県教育委員会から送付されている者 ② 令和8年度島根県公立学校教員採用候補者名簿に登載された後、採用を辞退した者 ※ 前年度試験において要件の教員免許状を「取得見込」で受験し、令和8年3月31日までに取得できなかった場合は、この特例は無効
3 全免除 (前年度第2次試験「繰り上げ登載候補者」のうち名簿登載にならなかつた者)	前年度試験と同一校種・職種（特別支援教育担当を含む）、教科（科目等）に出願する者のうち、前年度第2次試験選考結果において「繰り上げ登載候補者」であったが、名簿登載にならなかつた者 ※ 前年度試験において要件の教員免許状を「取得見込」で受験し、令和8年3月31日までに取得できなかつた場合は、この特例は無効

特例区分		要件
④	一部免除及び加点 (常勤講師等経験者 のうち前年度第2次試験受験対象者)	<p>前年度試験と同一校種・職種（特別支援教育担当を含む）、教科（科目等）に出願する者のうち、次の①～③の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 前年度第1次試験合格者又は第1次試験全免除者（特例区分②の該当者を除く） ② 令和7年度に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場に、常勤講師等（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）としての勤務経験がある者 ③ 令和8年3月31日現在、島根県内外の国公立学校に、常勤講師等として通算1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験がある者 <p>※ 前年度試験において要件の教員免許状を「取得見込」で受験し、令和8年3月31日までに取得できなかった場合は、この特例は無効</p>
⑤	一部免除及び加点 (石見地域・隠岐地域の限定受験者 のうち、市町村教育委員会教育長から推薦された者)	<p>勤務地域限定の募集区分に出願する者で、次の①～③の要件を全て満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年度に出願する地域の市町村立小学校、中学校に常勤講師としての勤務経験がある者 ② 令和8年3月31日現在、出願する地域の市町村立小学校、中学校に常勤講師として通算1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験がある者 ③ 令和7年度の勤務校が所在する市町村教育委員会教育長から推薦を受けた者
⑥	一部免除及び加点 (国公私立学校正規教員経験者)	令和8年4月1日時点において、過去に島根県内外の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教員（いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く）として、採用時から引き続き3年（36月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験がある者
⑦	加点 (県外公私立学校現職教員)	島根県外の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に正規採用（任期付採用を除く。以下同じ。）の教員として、令和9年3月31日時点で1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験があり、採用時から引き続き令和8年度も島根県外の国公私立学校で正規採用の教員として勤務する者
⑧	加点 (国公私立学校正規教員経験者)	令和8年4月1日時点において、過去に島根県内外の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教員（いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く）として、採用時から引き続き3年（36月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験がある者
⑨	加点 (常勤講師等経験者)	<p>次の①及び②の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年度に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場に、常勤講師等（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）としての勤務経験がある者 ② 令和8年3月31日現在で、島根県内外の国公立学校に常勤講師等として通算1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験がある者（特例区分④に該当する者は除く）
⑩	加点 (非常勤講師等経験者)	<p>次の①及び②の要件を満たす者</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 令和7年度に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場に、非常勤講師等（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）としての勤務経験がある者 ② 令和8年3月31日現在で、島根県内外の国公立学校に非常勤講師等として通算1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験がある者

※ 5(1)の「前年度試験」とは、【令和8年度（令和7年度実施）島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験】のことです。

(2) 選考にあたって考慮する事項（第1次試験への加点）

考慮する事項	校種・職種（教科）						加点 (注1)(注2)
	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭	
① 中学校教諭 普通免許状の複数教科を所有していること	複数教科の1つに「美術」「音楽」「技術」「家庭」のいずれかの普通免許状所有者 上記以外の複数教科の普通免許状所有者	—	○	—	—	—	10点
② 複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していること		—	○	—	—	—	5点
③ 盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状を所有していること	○	○	○	—	—	—	5点
④ 「情報」の普通免許状を所有していること	—	—	○ (情報受験者以外)	—	—	—	5点
⑤ 高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、家庭）を所有していること	—	—	○ (情報受験者)	—	—	—	5点
⑥ ポルトガル語又は中国語での日常会話等を理解し、口頭で表現できる程度の語学力を有していること（注3）	○	○	○	○	○	○	5点
⑦ 日本語教育能力を判定する試験（日本語教員試験）に合格後、実践研修を修了し、国家資格「登録日本語教員」として登録された者（提出書類あり）	○	○	○	○	○	○	5点
⑧ 社会教育主事講習修了者又は社会教育主事養成課程修了者 ※ 令和9年3月31日現在で社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了していること（提出書類あり）	○	○	○	○	—	—	3点
⑨ 学校図書館司書教諭講習の修了者 ※ 令和9年3月31日現在で文部科学大臣が授与した修了証書を所有していること（単位修得のみは加点対象外）（提出書類あり）	○	○	○	○	—	—	3点
⑩ 大学等の学長（学部長等を含む）から推薦を受けた者で、以下の要件を全て満たす者（提出書類あり） ・大学（大学院、教職大学院を含む）が成績優秀と認めた者で、令和9年3月31日までに卒業（修了）見込である者 ・島根県公立学校教員となることを第1志望とする者	○	○	○	○	○	○	3点 ※いずれか
⑪ 教職大学院修了者又は令和9年3月31日までに修了見込である者で、島根県公立学校教員となることを第1志望とする者（提出書類あり）	○	○	○	○	○	○	
⑫ 平成28年3月～令和5年3月に大学等を卒業した者のうち、卒業後から継続して、民間企業等に勤務（正規、非正規、転職の有無を問わない）している者（現職）（提出書類あり）	○	○	○	○	○	○	3点

(注1) ①～⑫で複数該当する事項がある場合は、点数の高いものから2つまでを加点する。ただし、「(1) 第1次試験の免除及び加点の特例」及び「(3) 島根県内の高等学校等の卒業者への特例」、「(4) 第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）に向けた指導者等への特例」については別途加点するものとする。

(注2) 特例区分④、⑤、⑥の出願者（第1次試験の一部免除者）については、第1次試験における配点(30点)が全試験受験者の配点(160点)の3/16の割合であることを踏まえ、加点は「①中学校複数教科免許状所有者（美術・音楽・技術・家庭）」を2点、それ以外を1点とする。

(注3) 第1次試験前にポルトガル語又は中国語での口頭試験を実施する。試験日程等の詳細は令和8年4月10日（金）までに連絡する。

(3) 島根県内の高等学校等の卒業者への特例【一般枠受験者に適用】

要件	対象校種等	特例内容	提出書類
令和8年度に島根県内外の大学（大学院を含む）に在籍し、令和9年3月31日までに卒業（修了）見込である者のうち、島根県内の国公私立高等学校（松江工業高等専門学校を含む）・特別支援学校高等部の卒業者	すべての校種・職種	第1次試験への加点（2点）	不要

※ 令和8年3月31日時点で既卒の者は対象になりません。

(4) 第84回国民スポーツ大会（愛称：島根かみあり国スポ）に向けた指導者等への特例【一般枠受験者に適用】

要件	対象校種等	特例内容	提出書類
<p>次の①～③のいずれかの要件を満たす者。ただし、対象競技は島根かみあり国スポの正式競技とし、競技者としての実績は、過去5年程度の期間に正選手（当該大会に選手登録された者）として出場したものに限る。また、指導者としての実績は、過去5年程度の期間に当該競技指導における監督・コーチとして出場したものに限る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者又はその指導者（「国際規模の競技会」とは、オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会及び原則としてオリンピック実施競技を総括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等） ② 全国規模の競技会等において<u>4位以上</u>の成績を収めた競技者又はその指導者（「全国規模の競技会」とは、国民スポーツ大会及び（公財）日本スポーツ協会又は（公財）日本オリンピック委員会の加盟団体が主催または後援する全日本選手権大会等。ただし、出場者の職種等を限定するもの（教職員大会等）や地方大会、親善大会等を除く。以下同じ。） ③ 全国規模の競技会等において<u>5位～8位以上</u>の成績を収めた競技者又はその指導者 	すべての校種・職種	<p>第1次試験への加点</p> <p>①又は ②の者（10点） ③の者（5点）</p>	実績を証明する書類

※ 島根かみあり国スポの正式競技については、島根県ホームページ「国民スポーツ大会（実施競技）」に掲載しています。

【島根県HP】https://www.pref.shimane.lg.jp/life/bunka/sports/dai84kaikokusupo_dai29kaisyouspo/kokuspo/#seishikikyougi

※ 「(1) 第1次試験の免除及び加点の特例」(10・11ページ)にも該当する場合は、特例内容の上位のものを適用します。

6 出願手続き【一般枠・特別枠】

(1) 出願期間 令和8年2月14日（土）9時00分～3月23日（月）17時00分

(2) 出願方法 島根県教員採用試験受験等申込みシステム（Web）による出願

- ① 出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム（以下、「システム」という）でのみ受け付けます。詳しくは20～21ページの「島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について」を確認してください。
- ② 特別な事情によりシステムによる出願ができない場合は、令和8年3月13日（金）までに島根県教育庁学校企画課（以下、学校企画課という）までお問い合わせください。

(3) 留意事項

- ① 車椅子や補聴器の使用など受験への配慮を希望された場合は、令和8年4月10日（金）までに学校企画課から電話連絡します。
- ② 募集区分全1の出願者は、障がいの程度に応じて、試験の一部を免除する場合があります。該当者には令和8年4月10日（金）までに学校企画課から連絡します。

(4) 提出書類

【一般枠】提出書類（該当する出願者のみ）

該当区分	提出書類等		
特例区分①又は⑦の出願者	在職申告書（様式1）	1部	<p>・令和8年4月1日現在、島根県外の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教員（いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く）として勤務していることを所定の様式により申告すること</p> <p>※ 【国公立学校在籍者】 名簿登載となった場合は、あらためて任命権者による在職証明書を求める。（10月末）</p> <p>※ 【私立学校在籍者】 名簿登載となった場合は、あらためて学校法人理事長による在職証明書を求める（10月末）</p>

該当区分	提出書類等		
特例区分④、⑨又は⑩の出願者	履歴証明書 (様式2)	1部	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場の常勤又は非常勤の講師等（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）として勤務経験があること、且つ、令和8年3月31日現在で通算1年以上の勤務経験があることを所定の様式により証明を受けること ただし、島根県内の公立学校に勤務している期間の証明は提出不要
特例区分⑤の出願者	推薦書 (様式3)	1部	<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度の勤務校（石見地域・隠岐地域）が所在する市町村教育委員会教育長からの推薦書
特例区分⑥又は⑧の出願者	履歴証明書 (様式4)	1部	<ul style="list-style-type: none"> 令和8年4月1日時点で、過去に島根県内外の国公私立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教員（いずれも正規採用。ただし、任期付採用を除く）として勤務していたことを所定の様式により証明を受けること ただし、島根県内の公立学校で正規教諭等として勤務していた期間の証明は提出不要
第84回国民スポーツ大会に向けた指導者等への特例の出願者	実績を証明する書類	1部	<ul style="list-style-type: none"> 賞状又は記録証の写し（コピー）や主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し（コピー）等
考慮事項⑦の出願者	登録日本語教員の登録証等	1部	<ul style="list-style-type: none"> ●既に国家資格「登録日本語教員」として登録された者 <ul style="list-style-type: none"> 登録日本語教員の登録証の写し（コピー） ●登録申請中の者 <ul style="list-style-type: none"> 試験の合格証明書 実践研修の修了証明書 申請中であることが分かるもの
考慮事項⑧の出願者	社会教育主事講習修了証書又は社会教育主事養成課程の単位修得証明書等	1部	<ul style="list-style-type: none"> ●現に社会教育主事講習を修了している者 <ul style="list-style-type: none"> 修了証書の写し（コピー） ●現に社会教育主事養成課程を修了している者 <ul style="list-style-type: none"> 単位修得証明書 ●修了見込の者（令和9年3月31日現在で社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了していること） <ul style="list-style-type: none"> 単位修得状況調査票（様式5）を記入し、既に修得している単位修得証明書を添付して提出すること
考慮事項⑨の出願者	学校図書館司書教諭講習の修了証書等	1部	<ul style="list-style-type: none"> ●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者 <ul style="list-style-type: none"> 文部科学大臣が授与した修了証書の写し（コピー） ●修了証書取得見込の者（令和9年3月31日現在で修了証書を所有していること） <ul style="list-style-type: none"> 単位修得状況調査票（様式6）を記入し、既に修得している単位修得証明書（放送大学については成績通知書の写し（コピー））を添付して提出すること
考慮事項⑩の出願者	推薦書 (様式7)	1部	<ul style="list-style-type: none"> 大学、大学院等の推薦書
	成績証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> 大学等の様式によること 大学院在学中の者は、大学院の成績証明書（大学等の様式による）を提出すること
考慮事項⑪の出願者	教職大学院修了証明書又は教職大学院修了見込証明書	1部	<ul style="list-style-type: none"> 教職大学院の様式によること <ul style="list-style-type: none"> ※ 教職大学院修了見込みは令和9年3月31日までに修了見込みであること ※ 専門職学位「教職修士（専門職）」の授与者が対象
考慮事項⑫の出願者	民間企業等勤務歴申出書 (様式8)	1部	<ul style="list-style-type: none"> 所定の様式に必要事項を記入すること

該当区分		提出書類等		
募集区分 小7及び 小8の出 願者	イ	外国语指導助手(ALT)の勤務実績が確認できる書類の写し(コピー)	1部	・外国语指導助手(ALT)の勤務経験を証明する書類の写し(コピー)
	ウ	海外大学での留学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等での勤務実績が確認できる証明書等	1部	・海外大学が発行した留学証明書等 ・青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書等 ・在外教育施設等での勤務経験を証明する書類の写し(コピー)
	エ	CEFR B2相当以上の英語力を証明できる書類	1部	・主催団体が発行した公式証明書の写し(コピー) ※ 出願時の級・スコアのものであること
募集区分中7、 高4の出願者	社会的実務経験申出書(様式9)		1部	・所定の様式に必要事項を記入すること
募集区分高5の 出願者	単位修得証明書等		1部	・大学が発行する学力に関する証明書、単位修得証明書等
募集区分全1の 出願者	障害者手帳等の写し(コピー)		1部	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障がい者であることの判定書の写し(コピー)は、氏名、生年月日、等級及び障がい名が記載されたページとすること ※ 原本については、第2次試験受付時に提示を求める

【特別枠】提出書類

該当区分		提出書類等		
島根創生特別枠の出願者	推薦書(様式10)	1部	・在籍する大学の学長からの推薦書	
島根連携特別枠の出願者	推薦書(様式11)	1部	・在籍する大学の学長からの推薦書	
第84回国民スポーツ大会競技力向上枠の出願者	実績を証明する書類	1部	・賞状又は記録証の写し(コピー)や主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し(コピー)等	
オリンピアン等対象のトップアスリート特別枠の出願者	出場を証明する書類	1部	・オリンピック等に選手として出場したことの証明する書類等	

- ※ 様式1～11は、学校企画課ホームページよりダウンロードすること。
- ※ 提出書類は、**令和8年3月27日(金)17時00分【必着】**で学校企画課まで郵送すること。**期限までに書類が提出されない場合、特例・加点等は無効となります。**無効の場合は、システムに登録した者の個人専用ページ(以下、「マイページ」という)で通知します。
- ※ **履歴証明書等の提出が期限までに難しい場合は、令和8年3月25日(水)17時00分までに学校企画課へ電話連絡をすること。**

【書類の提出先】

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

- ・封筒の表に「教員採用試験提出書類在中」と朱書きすること。
- ・簡易書留郵便で郵送すること。

7 選考試験【一般枠・特別枠】

(1) 第1次試験

① 期日 令和8年5月9日（土）

② 会場 松江会場：島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）（松江市学園南1-2-1）

大阪会場：CIVI研修センター新大阪東（大阪市東淀川区東中島1-19-4）

東京会場：都道府県会館（千代田区平河町2-6-3）

福岡会場：TKP博多駅筑紫ロビビジネスセンター（福岡市博多区博多駅中央街4-8）

※ 日程、会場及び携行品の詳細については、受験票と併せて、マイページで通知します。

※ 会場等の都合により、希望の会場とならない場合があります。

③ 試験内容等

〔試験の科目、配点及び内容〕

試験の科目	試験内容	配点	試験時間
専門教養試験	各校種・職種、各教科の教諭として必要な専門的知識や教養についての筆記試験	100点	60分
特別支援教育専門教養試験	特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養についての筆記試験	※	40分
教職教養試験	教員として必要な知識や教養についての筆記試験	30点	20分
論述試験	教員としての思考、識見を問う論述式による筆記試験（350～400字）	30点	40分

※ 小・中学校教諭「特別支援教育担当」及び特別支援学校教諭は、特別支援教育の専門教養試験と各校種・教科の専門教養試験を合わせて100点とする。

〔受験科目一覧〕

校種・職種、募集区分等		試験の科目			
		専門教養試験	特別支援教育専門教養試験	教職教養試験	論述試験
小学校教諭	小1・2・4・5・7・8	○	—	○	○
	小10・11	○	○	○	○
中学校教諭	中1～3、中7	○	—	○	○
	中4～6	○	○	○	○
高等学校教諭	高1～5	○	—	○	○
特別支援学校教諭	特1～4	○	○	○	○
養護教諭	養1	○	—	○	○
栄養教諭	栄1	○	—	○	○
全校種・全職種	全1	(障がいのある方を対象とした選考) 願書に記載した募集区分（全1を除く）の内容を実施			
【特別枠】 島根創生特別枠・島根連携特別枠		—	—	—	○
【特別枠】 第84回国民スポーツ大会競技力向上枠		—	—	—	○
【特別枠】 オリンピアン等対象のトップアスリート特別枠		○	○ (特別支援学校受験者のみ)	○	○

※ 一部免除者は論述試験のみの実施となります。

※ 併願受験者は第1志望の校種・職種（教科）の専門教養試験に加え、第2志望の校種・職種（教科）の専門教養試験の受験が必要です。

④ 試験結果の通知 令和8年5月27日（水）

※ 9時00分にマイページで通知します。

(2) 第2次試験

- ① 期日 令和8年6月21日（日）～7月7日（火）のうち指定する日
- ② 会場 松江会場：〔実技試験〕松江市民活動センター（松江市白潟本町43）
 - 〔個人面接〕島根県立産業交流会館 くにびきメッセ（松江市学園南1-2-1）
島根県職員会館（松江市内中原町52）
 - 大阪会場：TKP新大阪ビジネスセンター（大阪市淀川区西中島5-13-9）
 - 東京会場：都道府県会館（千代田区平河町2-6-3）
- ※ 大阪会場、東京会場は小学校及び特別支援学校受験者で併願をしていない者のみが対象となります。
- ※ 詳細は第1次試験選考結果に併せて、マイページで通知します。
- ※ 会場等の都合により、希望の会場とならない場合があります。

③ 試験内容等（一般枠、特別枠共通）

対象		試験内容	
小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭	下記以外の受験者	個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「模擬授業」と「場面指導」を実施	
	音楽受験者	個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「模擬授業」と「場面指導」を実施	音楽実技
	美術受験者	個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「模擬授業」と「場面指導」を実施	美術実技
養護教諭		個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「ロールプレイング」と「場面指導」を実施	
栄養教諭		個人面接 (30分程度を2回実施) ※ 面接の中で「場面指導」を実施	
障がいのある方を対象とした選考		願書に記載した募集区分（全1を除く）の内容を実施	

※ 「音楽」、「美術」受験者について、個人面接と実技試験はそれぞれ別の日に実施する。

④ 提出書類

第2次試験受験者には、次の書類の提出を求めます。

提出書類等		
教員免許状の証明書等	1部	出願時に入力した全ての普通免許状について、次の書類を提出すること ●既に取得している免許状 ア又はイのいずれかの書類 ア 授与証明書（授与された都道府県教育委員会へ要申請）又は普通免許状の写し（コピー） イ 更新講習修了確認証明書の写し（コピー） ※ 島根県教育委員会において授与された普通免許状については、ア又はイの書類提出不要 ※ 免許状記載の氏名や本籍地に変更がある場合には、変更を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること ●これから取得見込の免許状 ・令和9年3月卒業又は修了時取得見込の免許状は、大学が発行する免許状取得見込証明書 ・通信教育の科目等履修又は認定講習受講等により随時取得見込の免許状は、免許取得可能であることを証明する書類（学力に関する証明書等）

⑤ 試験結果の通知 令和8年8月5日（水）

- ※ 9時00分にマイページで通知します。
- ※ 第2次試験合格者を、「令和9年度島根県公立学校教員採用候補者名簿」（以下「名簿」という。）に登載します。
- ※ 第2次試験不合格者のうち、若干名を繰り上げ登載候補者として通知します。名簿登載者の辞退等により採用予定者数に満たない場合には、繰り上げ登載候補者を名簿に登載します。繰り上げ登載の可否については、令和8年10月30日（金）までに通知します。

(3) 第2次試験における追試験

- ① 期日 令和8年7月18日(土)
- ② 会場 島根県職員会館(松江市内中原町52)他
- ③ 対象 感染症や災害などやむを得ない事情により第2次試験を受験できなかつた者
※ 詳細は第1次試験選考結果に併せて、マイページで通知します。
- ④ 試験内容等 第2次試験と同様
- ⑤ 提出書類 第2次試験と同様
- ⑥ 試験結果の通知 第2次試験と同様

8 教員採用候補者名簿登載等

- (1) 名簿登載期間は、登載された日から令和10年4月1日までとします。
- (2) 小・中学校教諭「特別支援教育担当」の採用者は、初任地は採用籍の校種に配置しますが、2校目以降に県立特別支援学校に異動（人事交流）し、4年程度勤務することを原則とします。
- (3) 小学校数理枠及び英語枠の採用者は、専科指導以外（学級担任や他教科の授業）を担当することもあります。
- (4) 以下の場合、名簿登載後の申し出により、令和10年4月1日まで採用延期を認めます。
 - ① 現に大学院又は教職大学院（以下「大学院等」という。）に在学中の者で、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科（科目等）の専修免許状取得見込の者
 - ② 高等学校（水産（漁業））の名簿登載者で、令和9年4月1日から令和10年3月31日までの間に、海技免状（3級海技士）取得見込の者
 - ③ 妊娠・出産等により令和9年度の勤務が難しい者
- (5) 以下の場合、名簿登載後の申し出により、令和11年4月1日まで採用延期を認めます。
 - ① 大学院1年生で長期在学プログラム等を利用して、令和11年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科（科目等）の専修免許状取得見込の者
 - ② 令和9年4月に大学院等へ進学し、令和11年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科（科目等）の専修免許状取得見込の者
- (6) 社会人を対象とした選考（募集区分中7、高4）における中学校教諭（特別免許状）、高等学校教諭（特別免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (7) 助教諭として採用する選考（募集区分高5）における高等学校助教諭（臨時免許状）の採用にあたっては、教育職員検定に合格し、臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間（3年）内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、「教諭」に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (8) 選考結果の情報提供については、以下のように行います。
 - ・第1次試験を受験した者のうち、第2次選考の対象とならなかつた者に対して第1次試験結果を情報提供します。
 - ・第2次試験を受験した者のうち、名簿に登載されなかつた者に対して第1次試験結果及び第2次試験結果を情報提供します。
- (9) 名簿に登載された校種と異なる校種に配置され、当分の間勤務することがあります。
- (10) 中学校の教科によっては、複数の学校を兼務して勤務することがあります。
- (11) **選考にあたって考慮する事項に係る免許状等を取得できなかつた場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。**
- (12) **出願資格を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。**
- (13) **名簿登載後、教員としてふさわしくない事実が判明した場合には、名簿の登載を取り消します。**

9 勤務条件等

- (1) 条件付採用期間
地方公務員法第22条及び教育公務員特例法第12条により、教諭については1年（12月）、養護教諭及び栄養教諭については6月の期間、その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用となります。
- (2) 勤務時間・休暇等
原則として、1日7時間45分（勤務校によって勤務開始時間及び終了時間は異なります。）、休日は毎週土・日曜日、祝日、年末年始です。
- (3) 賃金
教諭・養護教諭・栄養教諭の初任給は、令和8年4月1日現在、大学卒22歳で月額276,289円（月額には、教職調整額、義務教育等教員特別手当を含みます。）この他、給料の調整額、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、期末・勤勉手当、産業教育手当（農業・水産・工業の教員のみ）等の諸手当が、それぞれの支給要件に応じて支給されます。（学校卒業後の経験を有する人については、その経験に応じて給料月額を決定します。）

10 育休任期付教職員採用候補者名簿への登載

島根県公立学校教員採用候補者選考試験と併せて、育休任期付教職員の選考を実施し、選考に合格した希望者を「島根県育休任期付教職員採用候補者名簿」（以下「任期付採用候補者名簿」という。）に登載します。任期付採用候補者名簿登載期間は、令和10年4月1日までとします。育休任期付教職員は、育児休業する教職員の代替（講師等）として配置されます。ただし、任期付採用候補者名簿に登載されても採用されない場合や、臨時の任用教職員として任用される場合があります。

なお、任期付採用候補者名簿への登載希望の有無については、本試験の合否には関係しません。

※ 育休任期付教職員について

育休任期付教職員は育児休業する教職員の代替として勤務する職員で、正規教職員と同様の勤務に従事します。任期が定められていること、育児休業等を取得できないことを除き、勤務時間、週休日、休暇等及び服務については、正規教職員と同様の扱いとなります。

任期は、原則として教職員の育児休業期間等に応じて設定（3年未満）されます。なお、育児休業期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあります。また、教職員の育児休業の状況によっては、任期付採用候補者名簿に登載されても採用されない場合や、育児休業前の産前・産後休暇取得時の代替等として、臨時の任用教職員の身分で任用される場合があります。

11 その他

- (1) **自然災害等によりやむを得ず試験日程等を変更する場合は、学校企画課ホームページ、島根県教員採用情報提供サイト「しまねの先生ナビ」及びマイページでお知らせします。**
- (2) 出願後に、住所・氏名・連絡先電話番号等に変更が生じた場合は、速やかにマイページから届け出してください。
- (3) この試験において提出された書類は、一切返却しません。

〔問い合わせ先〕 〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

電話 (0852) 60-0766 又は 090-5700-7953 (平日 8時30分から 17時15分)

学校企画課ホームページ

(<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)

島根県教員採用情報提供サイト「しまねの先生ナビ」

(<https://www.shimane-kyoinsaivo.com/>)



学校企画課HPは
←こちらから



しまねの先生ナビは
←こちらから

島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について

第1 出願方法

出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム（以下、「システム」という）でのみ受け付けます。インターネット環境がない、証明写真の登録ができないなど特別な事情により申込みができない場合は、令和8年3月 13 日（金）までに、島根県教育庁学校企画課（以下、学校企画課という）までお問い合わせください。

なお、システムでの申込みに加えて、書類の提出が必要な場合がありますので、実施要項 13～15 ページ（6 出願手続き（4）提出書類）をよくご確認ください。

第2 システムによる出願受付期間

令和8年2月 14 日（土）9時 00 分 から 令和8年3月 23 日（月）17 時 00 分 まで

システムによる出願は、エントリー（事前登録）と本申込み（受験資格登録）の2段階方式となっています。

- ※ 受付は、システムのサーバーの時刻を基準とし、この間に本申込みが到達したものに限ります。なお、メンテナンス等のためシステムが停止する場合があります。また、通信障害、機器障害等によるトラブルについても一切考慮しませんので、必ず余裕を持って早めに申込みをしてください。受付期間内に本申込みが完了しなかった場合、受験できません。
- ※ 出願受付期間が同時期となっている「特別選考試験」と間違えないようにご注意ください。
- ※ 本申込みには証明写真のデータが必要です。

第3 注意事項

（1）インターネット環境

- ・インターネット環境にあるパソコンやスマートフォン等が必要です。
- ・OS : Windows11、macOS ※いずれも日本語版のみ対応、最新版推奨
- ・ブラウザ : Edge、Chrome、Safari ※いずれも最新版推奨

（2）メールアドレス

- ・継続して利用できる個人のメールアドレスが必要です。
- ・システムの利用者が、常時閲覧可能なメールアドレスを設定してください。（スマートフォン、携帯電話のメールアドレス可）
- ・メールソフトによっては、自動的に迷惑メールフォルダに振り分けられる場合がありますので、ご注意ください。

（3）証明写真データ

・本申込み時に、令和 7 年 12 月以降に正面に向、脱帽、無背景の上半身を撮影した写真データの登録が必要です。

・証明写真は、できるだけ証明写真自動撮影機、写真館等の専門店で撮影した写真データを登録してください。

・登録可能なファイル形式は、jpg、jpeg、png のみです。その他のファイル形式は登録できません。

・推奨サイズは縦 690 ピクセル、横 536 ピクセル、縦横比 4.5 × 3.5 の比率です。

・次の場合、証明写真の差し替えを求めます。

写真のサイズが小さいもの

写真の向きが違うもの

背景が写っているもの

プリントアウトした写真をカメラ等で撮影したもの

選考試験の願書等の写真としてふさわしくないと判断されたもの

第4 システムによる出願の流れ

システムによる出願方法については、出願受付開始日に学校企画課ホームページ及び島根県教員採用情報提供サイト「しまねの先生ナビ」でご案内します。

学校企画課ホームページ

(https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/syokuin/saiyou/saiyou_info_tchr/)



学校企画課HPは
←こちらから

島根県教員採用情報提供サイト「しまねの先生ナビ」

(<https://www.shimane-kyoinsaiyo.com/exam/general/>)



しまねの先生ナビは
←こちらから

第5 受験票の出力

- ・システムに登録されたメールアドレスに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。5月1日（金）になってもメールが届かない場合は、学校企画課へお問い合わせください。
- ・システムにログインし、メニュー「受験票出力」から、受験票をA4サイズの普通紙に印刷（モノクロ印刷可）してください。
- ・受験番号、育休任期付採用併願の有無、氏名、選考枠、募集区分、併願先（該当者のみ）、第1次試験会場、第2次試験会場（小学校・特別支援学校受験者で併願をしない者のみ）及び自身の証明写真が印刷されていることを確認してください。
- ・プリンターがなく、コンビニエンスストアのプリントサービスも利用できない等、どうしても印刷ができない場合は、印刷した受験票（通常のコピー用紙に印刷したもの）を郵送します。郵送を希望する場合は、システムによる本申込み後、令和8年3月27日（金）までに、受験票送付依頼書（下記参照）に返信用封筒を添えて学校企画課あてに郵送（必着）してください。

〈〈受験票送付依頼書について〉〉

任意の用紙（A4サイズとすること）に次の内容を明記し、返信用封筒（角形2号:332mm×240mm）1枚（350円分の切手を貼り、あて先明記（郵便番号、住所、氏名））を同封して、学校企画課へ郵送すること。

（表題）受験票送付依頼書

- ・ID番号
- ・氏名
- ・郵便番号、住所
- ・電話番号

※ 郵送する封筒の表には、「教員採用試験受験票送付依頼書在中」と朱書きすること。

※ 簡易書留郵便等の適切な方法で郵送すること。郵便事故等については一切考慮しない。

第6 島根県教員採用試験受験等申込みシステムに関する問い合わせ先

島根県教育庁学校企画課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 電話 0852-60-0766／090-5700-7953 （平日8時30分から17時15分）

島根県は「教職員の働き方改革」を進めています

The collage consists of five panels:

- Top Left:** A teacher and students in a classroom setting.
- Top Right:** A teacher and students in a classroom setting.
- Middle Left:** A teacher and students in a classroom setting.
- Middle Right:** A teacher and students in a classroom setting.
- Bottom Left:** A teacher and students in a classroom setting.

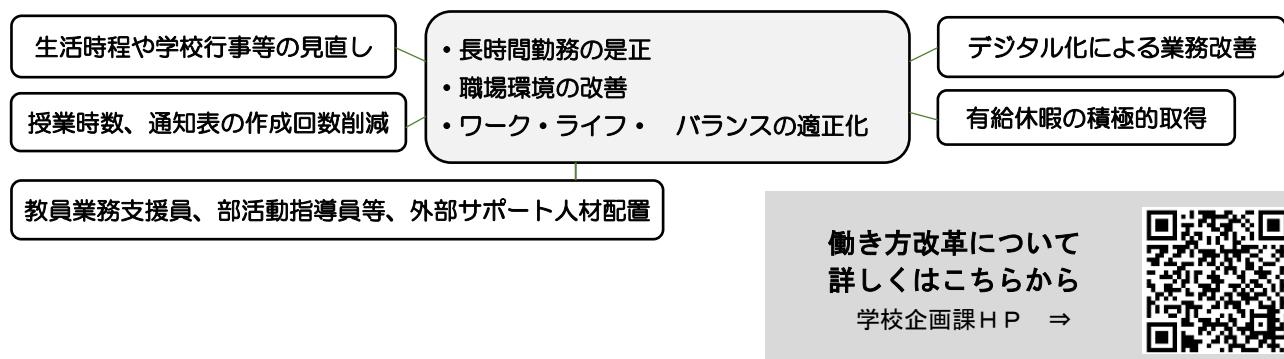
島根県教育委員会と県内市町村教育委員会は、教職員が心身ともに健康で、子どもたち一人ひとりに向き合いながら教育活動を行っていくよう、「教職員の働き方改革」を進めています。

令和5年12月に県及び全19市町村教育委員会の教育長が、働き方改革について保護者や地域の皆さまにお願いしたいことを具体的にまとめた「共同メッセージ」を採択し、発表しました。さらに、続編として令和7年2月に、これまでのご理解とご協力に感謝を示すと共に、一層の協力を求める「共同メッセージ」を再度発表しています。

これらを受けて、学校からは「保護者・地域の皆さんに働き方改革への理解・協力をお願いすることができた。」、保護者・地域の方からは「学校行事の運営等手伝えることがないか考えるようになった。」等のお声をいただいています。

また、以下のような取組により、働き方改革を一層進めていくとともに、働き方改革により生み出した時間を、授業準備や働きやすい職場環境の改善に活かしていくことで、教職員が子どもたちと向き合える時間を確保していきます。

[View Details](#) [Edit](#) [Delete](#)



よくある質問

○受験資格について

Q.	出願時点で島根県公立学校に勤務する正規教員です。受験できますか？
A.	受験できます。ただし、「第1次試験の免除及び加点の特例」は適用されません。
Q.	高等学校教諭1種免許状地理歴史を所有しています。 高等学校教諭(高1)全県地理歴史及び公民で出願できますか。
A.	出願できません。 高等学校教諭の地理歴史及び公民で出願される場合、高等学校教諭普通免許状「地理歴史」と「公民」の両方の所有が必要です。(高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可)

○申込みについて

Q.	システムできちんと出願できたか不安です。申込内容の確認はできますか。
A.	登録されたメールアドレス宛に、出願(本申込み)が完了した旨のメールが届きます。 申込内容については、システムのマイページから確認することができます。
Q.	出願時点で大学4年生です。令和8年3月に大学を卒業予定ですが、現在の勤務状況等はどのように入力すればよいですか？
A.	現在の勤務状況等は「学生・院生」を、勤務経験等は「新規学卒」を選択してください。
Q.	申込内容に誤りがありました。修正したいです。
A.	システムのマイページ内にある「申込内容修正依頼」から、届け出てください。 ただし、出願締め切り後の変更はできません。

○選考にあたって考慮する事項(第1次試験への加点)について

Q.	⑩の大学推薦は、どの大学でも可能ですか？人数に制限はありますか？
A.	受験する校種等・教科(科目等)に関する免許状取得のための課程認定を受けている大学等であれば、どの大学等でも推薦可能です。また、推薦する人数に制限はありません。
Q.	⑫の民間企業等に勤務している者に該当するか知りたい。 平成30年3月に大学を卒業し、同年4月から民間企業で勤務、令和5年3月に退職。令和5年9月から再び民間企業で勤務しています。
A.	対象となります。継続して勤務というのは在家庭の期間が1ヶ月以内としています。今回の場合、在家庭の期間が5ヶ月(令和5年4月～8月)があるので、対象外となります。

○その他

Q.	試験の時の服装を教えてください。
A.	受験時の服装は自由です。温度調節のしやすい服装でお越しください。 夏場の試験では、クールビズでお越しいただいて構いません。

<第1次試験会場 案内>

(注) 近隣商業施設等への無断駐車はご迷惑となりますので、絶対におやめください。

■松江会場

島根県立産業交流会館 くにびきメッセ (松江市学園南 1-2-1)

- JR 山陰本線「松江」駅から徒歩約 7 分
- バス「くにびきメッセ前」下車徒歩約 2 分

※駐車場の台数には限りがありますので、できるだけ公共交通機関等を利用して来場してください。

■東京会場

都道府県会館 (千代田区平河町 2-6-3)

- 地下鉄有楽町線・半蔵門線「永田町駅 5番出口」の案内に従い、エスカレーターにて地上に出て、赤坂見附方面の坂を下って徒歩約 3 分
- 地下鉄丸ノ内線・銀座線「赤坂見附駅 D 出口」から地上に出て青山通りを上がり徒歩約 5 分

※土日祝日は1階正面玄関のみの出入りとなります。

※東京会場には駐車場、駐輪場がありません。

■大阪会場

CIVI研修センター新大阪東 (大阪市東淀川区東中島 1-19-4 LUCID SQUARE SHIN-OOSAKA 3・5・6・7 階)

- JR「新大阪」駅 東口から 50m
- 大阪メトロ御堂筋線「新大阪」駅から徒歩 5 分

※大阪会場には駐車場、駐輪場がありません。

■福岡会場

TKP博多駅筑紫口ビジネスセンター (福岡市博多区博多駅中央街 4-8)

- JR 鹿児島本線「博多」駅 筑紫口から徒歩 2 分

※土曜日の 19:00 以降と日祝日は表玄関(竹下通り沿い)閉鎖の為、裏口(博多駅側)のみの出入りとなります。

※福岡会場には駐車場、駐輪場がありません。

【島根県教育委員会】

〒690-8502 松江市殿町 1 番地 TEL : 0852-60-0766

島根県教員採用情報提供サイト「しまねの先生ナビ」

<http://sttts://www.shimane-kyoinsaiyo.com>